

令和元年第3回紀の川市議会定例会 第2日

令和元年 9月 3日（火曜日） 開 議 午前 9時28分
散 会 午後 1時24分

◎議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

○出席議員（20名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	6番 太 田 加寿也	7番 石 脇 順治
8番 並 松 八重	9番 中 村 まき	10番 大 谷 さつき
11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之	13番 高 田 英亮
14番 室 谷 伊則	15番 森 田 幾久	16番 村 垣 正造
17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明	19番 石 井 仁
20番 杉 原 勲	21番 川 原 一泰	

○欠席議員（2名）

5番 中 尾 太久也
22番 坂 本 康 隆

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	柏 木 健 司	危機管理部長	東 山 壽 彦
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	湯 川 晃 司
会計管理者	前 川 永 治	上下水道部長	山 東 邦 彦
農業委員会事務局長	田 村 善 之	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸	選挙管理委員会書記長	碓 石 繁 幸

○議会事務局職員

事務局長 中 野 朋 哉 議事調査課長 片 山 享 慈

議事調査課主幹 岩本充晃 議事調査課副主任 細谷勇紀

（開議 午前 9時28分）

○副議長（川原一泰君） おはようございます。

22番 坂本康隆議長から所用のため、会議規則第2条第1項による届け出がありましたので報告いたします。

ただいま申し上げましたとおり、地方自治法第106条第1項の規定による「議長に事故があるとき」に該当するため、副議長の私が議長の職務を努めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、通告者のうち、石井議員からわかりやすく質問するため、資料配付の許可申請がありましたので、これを許可し、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

それでは、一般質問を行います。

日程第1 一般質問

○副議長（川原一泰君） はじめに、9番 中村まき君の一般質問を許可します。

9番 中村まき君。

まず、利用しやすい移動手段の確保に向けての質問を許可します。

○9番（中村まき君）（質問席） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問します。

利用しやすい交通手段の確保に向けてという内容で質問させていただきます。

7月23日の総務文教常任委員会において、平成30年度3月に策定された地域公共交通網形成計画の説明では、赤沼田地域で行われているようなバス停方式のデマンドサービスが来年の秋からの試行運転が予定されているとの説明が行われました。

それを踏まえて、現在デマントタクシーを運行している三重県熊野市へ視察に行ってきました。熊野市は、市長が移動に困る市民の声を直接聞き、乗り合いタクシーの検討を指示し、取り組まれてきました。

まず、山間部の運転免許保有率を調査したそうです。すると、女性の保有率が約13%しかないという状況から、では乗せてくれる人がいなくなったらどうするのかという大きな課題となったそうです。

また、バスの路線をふやしてほしい、バス停をふやしてほしい、便数をふやしてほしいという要望に対しては、費用対効果を考えると難しいということになったそうです。そして、これらの課題にはバスでは対応できないということになったそうです。

さらに、買い物や通院が難しくなった方は、便利なところで暮らす子どものもとに行かざるを得ない状況になっていったそうです。これではいけないと、子どものもとに行かなくてもいいように住みなれたところで長く暮らせるようにとの強い思いで取り組んできた、当初から担当してきた職員さんが切実な思いで話してくれました。

デマンドタクシーのスタート時期を決め、逆算してほぼ1年で一つの地域からドア・ツー・ドアのデマンドタクシーを走らせることができました。もちろん、その1年の間にタクシー会社やバス会社との話し合いを何度も行ったり、乗り合いタクシーを運行するに当たり、無料で運行していた福祉バスを廃止することを理解してもらうための説明会を何度も行ったりしたと話されていました。

また、利用方法などの説明を社協や地域包括支援センター、老人クラブ、民生委員さんなどに行うなど、数々の協議と説明会を繰り返してきたと言われていました。

そして、今では実際利用されている方にとっても喜ばれ、利用者もふえています。さらに、介護予防や認知症対策の事業への新規の参加者を開拓することや高齢者の外出を促し、高齢者の医療費及び介護給付費の抑制を図るため、高齢者福祉事業とも連携して取り組み始めたそうです。

この紀の川市でも、交通手段がなく、バスの利用も不便で困るという方たちの話をよく聞きます。その方たちにとっては、移動手段の確保は急務です。これらのことを踏まえ、質問します。

まず、地域公共交通網形成計画では、カバー率は97.9%だとの説明がありましたが、運転免許証を持たない交通弱者と言われる人たちがバスや電車など公共交通機関を利用したいが、不便だから利用できないと現状についてどのように思われますか。

○副議長（川原一泰君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 中村議員御質問の公共交通機関を利用したいが不便だから利用できないという現状につきましては、本市のバス運行では広範囲な運行を行っている反面、1コースにおける1日当たりの運行本数が少なく、使いやすさ、利便性の点で満足度が低いことが大きな課題と認識しております。

基本的な問題点として、路線延長が長いコースが多く、目的地までの到着に時間がかかるため、紀の川市地域公共交通網形成計画策定時のアンケートなどの調査結果でも利便性、使いやすさの点で不満を感じるという声が多くあります。

また、「他の交通手段のほうが楽である」、「自宅から最寄りのバス停が遠い」、「行きたいところにバスが運行されていない」、「そもそもルートやバスのことを知らない」などが理由として回答率が高く、現在の公共交通ネットワーク利用率が高くない要因となっております。

○副議長（川原一泰君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） では、今、現状を説明いただきました。では、この交

通交通網形成計画というは、これは誰のための計画でしょうか。

○副議長（川原一泰君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） この計画につきましては、市民、利用される方と認識しております。

○副議長（川原一泰君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） では、市民のための計画であるということを踏まえまして、委員会では計画策定に当たり、住民説明会と意見交換会を行ったとの説明がありました。1回目は、桃山ふれあいコミュニティセンター、2回目は、細野集会所、3回目は、桃源郷運動公園学習体験館、4回目は、桃山保健福祉センターで行われたとの説明でした。

これは、いずれも車で移動が求められる場所かと思えます。ということは、現在車の移動ができる方に対して公共交通の説明をし、困っていることなどの意見をいただいたということでしょうか。

○副議長（川原一泰君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 今回の紀の川市地域公共交通網形成計画策定に際しましては、具体的な運行サービスの見直しを検討していく中で、地域巡回バスの細野貴志川コースや桃山鞆淵コースの沿線住民の方々を対象に、平成30年度に4回と、本年度は4月に1回、各地域での住民説明会や意見交換会を開催しております。

説明会には、区長さんを中心に、バス利用の皆様にも御参加いただけるようお声かけの御協力をいただき、延べ93名の御参加をいただきましたが、御自身で運転される方が中心でありました。

○副議長（川原一泰君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 今、答弁で、自分で運転される方が中心だったということですが、車で移動を必要とする場所での意見交換会に来ていただいた方のうちで言うと、移動手段に困る方の割合というのは少ないのではないのでしょうか。そうであるならば、もっときめ細やかな対応、つまり少しでも多く実際に移動手段に困っている方にお話を聞くことが必要だと考えますが、その点はどのように考えているのでしょうか。

○副議長（川原一泰君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 今回の紀の川市地域公共交通網形成計画策定段階では、試行運転と検証を進めていく地域を対象に、地域の皆様とひざを突き合わせ、お話ができるようお集まりしていただきやすい会場を選ばせていただき、また多くの皆様に御参加いただきたいと考え、主に土曜日の夕方以降に開催させていただきました。

なお、今回の試行対象地域や新たな意見交換会を開催する地域においては、今後さらに移動に困る方が参加しやすい方法を検討し、より身近な課題として話し合える場を設け、実際に巡回バス等を利用される方や利用したい方から御意見をいただく機会づくりに努める必要があると考えております。

○副議長（川原一泰君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） これまでも市民の方の声を聞いてバス停をふやしたりしてきたかと思うんですけれども、むやみにバス停をふやすためではなく、持続していける公共交通にするためにも、本当に移動に困る方の話を自分が同じ状況になったらという思いで聞いていただけたらと思っています。

そして、今回の計画では、デマンドタクシーの検討も盛り込まれています。それについては、先日の委員会では貴志川町と桃山町、粉河町のごく一部での試行運転も考えているとの説明がありました。

平成29年度9月末時点での旧町別の高齢化率を見ると、粉河地区で35.9%、那賀地区で35.5%、桃山地区で33.5%と高くなっています。必ずしも高齢化率と移動に困る方の人数が比例するとは思いませんが、一般的には移動手段の確保に困る方が高齢化率の高い地域のほうが多いのではないのでしょうか。

河北地域でも必要とされている方の声をたくさん聞いています。そういう点から見ると、試行運転を考えているのであれば、紀北地域でも実施するべきではないのでしょうか。

○副議長（川原一泰君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 紀の川市地域公共交通網形成計画は、市全体の公共交通の適正化を目的としておりますが、全ての課題・問題点を同時に改善していくことは困難であると考えております。

利用実績などの結果を踏まえ、緊急性や効果などの観点から、事業の必要度・優先度について地域公共交通活性化再生協議会などの御意見を参考にし策定した今回の計画に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、長大な路線距離で、起点から終点への運行が長時間に及ぶ山間部のコース、特に細野貴志川コース、桃山鞆淵コースは運行効率が悪く、かつ高齢化率の高い地域でもあり、「公共交通機関を利用したいが、不便だから利用できない」という大きな課題を抱えた地域であるとも考えております。

よって、まず今回の計画におきましては、この地域で効率的なバス運行の方法について地域の皆さんと話し合いをしながら、一つのプランとして隔日運行や車両の小型化などの試行を進め、その試行に併行して、市内全体のバス運行の効率化の方策も検討を進めていきたいと考えております。

また、熊野市が取り組んでいるケースとして御紹介いただきましたデマンド型乗り合いタクシーは、面的なエリアを設定し運行するサービスで、利便性の高い方法と考えられます。

紀の川市地域公共交通網形成計画の基本方針に掲げる九つのメニューの一つとして、多様な交通サービスの導入という観点から、地域巡回バスを地域の利用実態に見合った運行方法に見直していくプランの検討が重要であると考えており、今後も高齢化率の高い地域も含め、地域の実情に応じた適正な運用方法、また紀の川市全体の実態に沿った方法について、この計画の遂行者となる市民の皆様、交通事業者、行政、関係機関が意見交換の機

会を設けながら、持続可能で紀の川市に必要なかつ効率的な方法として隔日運行、車両小型化、デマンド型乗り合いタクシーなどの研究・検討を進めていきたいと考えております。

○副議長（川原一泰君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 先ほど部長から、市民のための計画であるとの答弁がありました。それであるなら、私は移動手段に困る方のためにも、移動手段の確保に取り組むことが急務だと考えています。そして、そのために本当に移動手段の確保に困っている市民のために公共交通のあり方を考えるのであれば、対象の方の声を聞くことはとても大切なことではないかと考えます。

本当に市民のためを思うのであれば、困っている市民の声を市長自身が聞くべきではないでしょうか。そして、もっと困っている市民を助けていける市民に寄り添った施策に取り組むべきではないでしょうか。

持続可能な公共交通ということは、利用してもらわなければ持続していかないということもわかっていますが、最初に熊野市の例でも述べたように、知ってもらえるように、乗ってもらいやすいようにする努力も必要だと考えます。移動に困る市民を助ける手段の一つとして、乗り合いタクシーの取り組みを早急にするべきだと考えますが、市長はどのように考えておられるのでしょうか。

○副議長（川原一泰君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村まき君の質問に対し、答弁をしたいと思います。

地域交通網形成計画は、新たな市の公共交通ネットワークを目指す計画としてアンケート調査や意見交換会などを通じ、市民の皆様の声をお聞かせいただき、策定を進めてまいりました。これまでの公共交通ネットワークを見直し、選択と集中の視点に基づくプランを掲げ、適材適所の交通サービス提供を目指しております。

今後も市民の皆様の声をいただく機会を設けながら、貴志川地域だけでなく、他の地域も紀の川市のそれぞれの地域において必要かつ効果的な方法の研究を進めていかなければならないと考えております。

中村議員が申された市長みずから市民の声を聞いてということはもちろんでありまして、この広い220平方キロメートルある紀の川市、平地また山間地域をくまなく市民の皆さん方、特に高齢者利用者の皆さん方の要望を十分満たせる、そういう公共交通というものは、まああり得ないといえますか、できない状況であることも御理解いただきたいと思えますし、できるだけ一人でも多くの御利用の皆さん方が喜んでもらえる、そのことにいろいろと思考しながらやっていかなきゃならないと。

デマンドタクシー等々につきましても、今後も大きな課題の一つとして取り組んでいきたいなど、そう思っております。全ての課題を同時に改善していくことは不可能、難しいと思えますので、議員おっしゃられますいろいろな問題、市としても、また私としても承知をしているところございまして、議員の皆さん方の協力をいただきながら、少しでも喜んでもらえる、市民に喜んでいただける公共交通の取り組みに励んでまいりたいと、

そう思っております。

〔中村議員「終わります」という〕

○副議長（川原一泰君） 以上で、項目第1を終わります。

次に、踏み間違い防止装置整備費の助成をの質問を許可します。

9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 次に、踏み間違い防止装置整備費の助成をということで質問させていただきます。

高齢ドライバーによる交通事故が大きく取り上げられ、社会問題となっています。それとともに、後づけの加速抑制装置が開発・販売されてきています。購入費用と取り付け費用の自己負担が必要となってきます。

7月31日から東京都が70歳以上の高齢ドライバーを対象に、アクセルとブレーキの踏み間違いなどによる急加速を防止する装置を車に設置する場合、東京都が費用の9割を負担するという取り組みを始めました。同様の取り組みしているのは、東京だけではありません。さすがに9割補助とまではいきませんが、全国の市町村が取り組み始めています。

全国的な高齢化にあわせ、先進的に実施している自治体でも高齢化率が年々高くなっている地域での住民を守る取り組みとなっています。先ほどの質問でも言いましたが、本市でも高齢化率が高くなっています。しかし、高齢になってきたからといってなかなか運転免許証の返納が難しいのが、この地域の特徴の一つではないかと思っています。

また、平成28年度から平成32年度が計画年度となっている第10次紀の川市交通安全計画の基本理念には、交通事故のない社会を実現するためには、あらゆる知見を動員して交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用の促進に積極的に取り組んでいく必要があると書かれています。

先ほどの質問でも移動に困る方への対応として質問しましたが、公共交通の充実とは別に、市民の安全のためにもこの装置の購入、取り付けへの補助の必要性を踏まえ、質問します。

まず、高齢者が運転する車の事故がふえている状況に対してどう考えていますか。

次に、高齢者に運転免許証の返納を促すだけでは市民の安全を守ることにはつながらないと思いますが、市民の安全を守る施策をどのように考えているのでしょうか、お伺いします。

○副議長（川原一泰君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（登壇） 中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市の自動車運転免許人口ですが、これは1人が2種類以上の運転免許証を保有している者は、上位の運転免許証に計上される数値でございますが、令和元年7月末現在で、自動車運転免許人口が4万5,304人に対し、65歳以上が1万3,345人で、全体の約29%となっております。

本市においては、「紀の川市交通安全計画」を策定し、市民の御理解・御協力のもと、関係団体・機関と連携し、交通安全意識の向上推進のため、年齢に応じた交通安全教室、啓発等の実施、また交通事故を減少させるため、交通安全施設の整備・要望等、交通安全対策に努めており、特に高齢化社会の進展に伴い、増加する高齢者の交通事故の防止、交通安全思想の醸成などを目的に、毎年紀の川市交通大学等において地域に密着した交通安全教育を実施しております。

議員が御指摘のとおり、「紀の川市交通安全計画」には、高齢者の安全運転を支援するシステム導入の必要を記載しており、現在注目されておりますアクセルとブレーキを踏み間違えた際の急発進防止装置は、事故防止に効果的であると考えてございますが、本年6月和歌山県議会定例会の一般質問において、概要ではございますが、高齢者による重大交通事故を防ぐため、急発進防止装置の補助制度を実施すべきと考えるがどうかとの質問に対し、県は、高齢者による事故はペダルの踏み間違いやハンドル操作の誤り、体調の変化など、さまざまな要因により発生していると考えられます。装置購入の補助についての東京都の実施結果もあわせて、こういった事故防止対策が効果的か総合的に研究していきますと答弁されています。

現在、「後付け安全装置」を取りつけたからといって全て万全ではなく、運転状況、車両状態、及びドライバーの操作状態によってはシステムが正しく作動しないことがあるとのことで、国において後付け安全装置についてはメーカーによって性能に差がある一方、公的機関などによる性能認定制度がないため、アクセルとブレーキの踏み間違いなどを防止する装置等の性能認定制度を設ける方針と聞いておりますので、県の調査内容や動向を踏まえつつ、本市の高齢者の交通安全対策として検討していく必要があると考えてございます。

また、本市の高齢者が市内で事故を起こすだけではなく、市外の高齢者も本市で事故を起こす場合もございます。

運転免許証の交付においても都道府県単位であり、高齢者の事故の状況、要因を正確に把握でき、その対策についても県が行うほうが効果的であると考えますので、今後は県に対し、助成制度を創設いただけるよう要望をしていきたいと考えてございます。

○副議長（川原一泰君） 再質問、ありませんか。

9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 今、部長から県が行うほうが効果的だし、県に要望していくという答弁がありました。

しかし、先ほど紹介した紀の川市の交通安全計画では、今後の道路交通安全対策を考える視点として、高齢者が安心して移動できる交通社会の形成が必要であり、多様な高齢者の実像を踏まえた総合的かつきめ細やかな対策を推進する必要があると書かれています。

また、交通事故が起きにくい環境づくりでは、部長も少し触れていましたが、高齢化社会に伴う高齢運転者の身体機能等の経過に伴う交通安全対策として、運転手の危険認知の

おくれや運転操作の誤りを未然に防止するための安全運転を支援するシステムや交通事故発生時、いち早く救助・救急を行えるシステムなどを導入していく必要があると書かれています。

県への対応、要望というのがこの計画の対応ということでしょうか。この危険認知のおくれや運転操作の誤りを未然に防ぐためのシステムというのが、踏み間違い防止装置ではないでしょうか。部長の答弁にもあったように、安全性のためにも性能を見定めることも必要にはなると思いますが、市は市民の安全のために動ける指針としてこの計画を策定しているのではないのでしょうか。

市の掲げる安全・安心を言うのであれば、市民の命を守るための取り組みとして、踏み間違い防止装置整備費のための補助制度に取り組む必要があるのではないのでしょうか。市長は、どのようにお考えですか。

○副議長（川原一泰君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村まき君の質問にお答えをしたいと思います。

御質問については、先ほどから担当部長が答弁したとおり、議員御質問の市単独の「後付け安全装置の補助制度」などについては、現時点では、なお課題等があると考えております。

また、高齢者の自動車運転による交通事故が毎日のようにニュースになり、全国レベルで対策を行っていかねばならないことは考えており、安全装置の助成も含め、高齢者の交通安全対策については、国・県に要望してまいりたいと、そう考えております。

○副議長（川原一泰君） 再々質問、ございますか。

〔中村議員「ありません」という〕

○副議長（川原一泰君） 以上で、中村まき君の一般質問を終わります。

○副議長（川原一泰君） 次に、1番 門 眞一郎君の一般質問を許可します。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

私は、県道3号かつらぎ桃山線及び県道129号線垣内貴志川線を軸とした市の南部山間部の観光振興について、一般質問を行います。

黒川、善田、野田原、細野、鞆渕など、市の南部山間部にとって道路はまさに生命線という言葉に象徴されるように大切なものとなっています。

ちょうど1年前、昨年9月の台風21号では、倒木や倒れた電柱で道路が寸断されて、一定時間孤立を余儀なくされるような地域もありました。ふだんからこの地域では、地域総出で道掃除をしたり、またできる範囲での道路の維持管理を行う努力が続けられています。

市制以前から、地元から県への働きかけもあって、県道の改修事業、拡幅工事が進められています。このような流れの中で、地元にとってはこの生活道路である県道かつらぎ桃山線、また垣内貴志川線、垣内貴志川線は、先日愛宕橋の開通もありましたが、このような改良のおかげで通勤や通学、買い物などが安全に短時間に済ませることができるようになりつつあります。

また、道路の改良と相まって、近年、県道3号線や129号線を利用して、高野山方面に行く観光客やサイクリストがふえてきています。単なる通過点ではなくて、地域の名所や休憩場所などの案内をすれば、訪問者もふえて地域の活性化にもつながってくると考えています。

そこで、市として南部山間部の観光振興について、どのように考えているのかを農林商工部長にお聞きしたいと思います。

○副議長（川原一泰君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） 門議員の御質問である市南部山間部の観光振興についてお答えいたします。

紀の川市南部山間部の観光資源については、年間1万人近く利用される細野溪流キャンプ場を初め、深山溪谷、鞆淵、八幡神社の国宝のみこし、大人気の鞆淵・細野・野田原での蛍観賞、チヂミホウレンソウやキュウリ、がんこ農家の黒豆、雨山観光農園等があります。また、大阪からの移住者が古民家を改修してカフェをオープンするなど新しい波も出てきています。まだまだ、地元では当たり前にある「モノ」や「コト」等の地域資源が表に出ていないものもあり、紀の川市南部山間部の観光振興については、まず、そのような地域資源を発掘することから始めていかなければならないと考えます。

また、和歌山県では、地域の魅力を楽しみながら観光や健康づくりを促進するため、利便性や安全性を備えたサイクリングロードの整備・推進を行い、川・山・海のルートを設定して、周辺の観光資源の情報発信を行っております。そのため、近年サイクリストが多くなり、山間部を登って走るヒルクライムも盛んになり、紀の川市の山間部も楽しんでいただいております。このサイクリングも高野山への単なる通過点ではなく、さまざまな地域資源を活用して、立ち寄ってもらうことで観光振興につながるものと考えています。

○副議長（川原一泰君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 現在、市としての公式な観光ガイドブック、観光マップは、この冊子とそれからこの冊子にとじ込みをしています体験発見冒険・紀の川市観光マップというのがあると思いますが、現在では、今話にもありましたが、南部の山間部の見どころという点では、蛍の鑑賞ポイントが3カ所、それから地図で出ているのは、山田ダム、細野溪流キャンプ場、深山溪谷、鞆淵八幡神社のこのポイントしかありません。

先ほどの農林商工部長の答弁の中で、「地域資源の発掘を始めなくては」というふうにありました。地元の住民や諸団体からの聞き取りを進めて、充実したものにさらにこれ改

定していったらどうでしょうか。

また、サイクリストの話もありましたが、サイクリスト向けのマップはどのようなものがあるのでしょうか。

○副議長（川原一泰君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） ただいま御質問いただきました市の観光ガイドブック、公式なものとは、またサイクリストへのマップ等はどうかという御質問について答弁申し上げます。

市の観光ガイドブックにつきましても、現在内容等を刷新し、9月から公開配布を予定しております。マップにつきましては、現時点での主要観光地や観光協会加盟のお店等を掲載しておりますが、新しいお店の情報や観光資源等が入れば、観光協会への加盟等を促進し、更新時に観光ガイドブックで紹介していきたいと思っております。

また、サイクリストへのマップでは、紀の川市・岩出市・那賀振興局・紀の川サイクリングクラブ、J A、J R、和歌山電鐵が加入する紀の川エリア観光サイクリング推進協議会において「ぐるりんマップ」を作成しております。

岩出市、紀の川市のお食事どこ、カフェ、お土産物屋、トイレ等サイクリストのための情報を掲載したマップになっており、南部山間部の観光資源、地域資源を発掘した暁には、県道3号かつらぎ桃山線、県道129号垣内貴志川線を利用した高野山へのルート情報の掲載を働きかけていきたいと思っております。そのことによって、地域の観光客をふやし、地元の方々と交流を推進し、地域のすばらしさを感じ取っていただき、地域振興並びにこの地域への移住定住につながればと考えております。

○副議長（川原一泰君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 紀の川市の観光ガイドマップについては、どのような場所で展示、配布されているのでしょうか。

○副議長（川原一泰君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 配布先につきましては、本庁1階ロビーを初め、各支所、観光交流拠点「紀楽里」、市内観光地、県内市町村、和歌山マリーナシティ、N E X C O西日本、東京有楽町の和歌山紀州館等ほか、各種観光PRに出向いた先において配布しております。

○副議長（川原一泰君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 今後とも、地域の発展のために関係所機関と協力いたしまして進めていくことを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（川原一泰君） 以上で、門 眞一郎君の一般質問を終わります。

それでは、休憩をいたします。

（休憩 午前10時17分）

（再開 午前10時30分）

○副議長（川原一泰君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○副議長（川原一泰君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可します。

19番 石井 仁君。

○副議長（川原一泰君） まず、国保税の子どもの均等割の負担軽減で子育て支援をの質問を許可します。

○19番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得まして、一般質問を行います。

一つ目の国保税の子どもの均等割の負担軽減で子育て支援をの質問です。

協会けんぽや共済組合健保、組合健保などの被用者保険が、給与額をもとに保険料を算出するのに対して、国民健康保険は公的医療保険の中で唯一加入人数に応じて保険料が上がる均等割や世帯単位の世帯割が存在します。このことにより、被用者保険と比べて保険料水準は2倍近い負担水準となっています。

特に、家族の人数に応じて負担する均等割の存在は、子どものいる世帯にとっても、家族がふえればふえるほど税負担を大きくする仕組みとなっています。ここの負担軽減を図ることで、子育て中で国保に加入する世帯の支援になるのではありませんかというのが、今回の質問の趣旨となります。

この趣旨で、昨年3月議会に質問した際には、全国自治会や全国市長会も子どもの均等割の軽減を求めており、本市も要望していくが、本市での単独実施は難しいという答弁でしたが、今回改めて質問するのは、その後の本市の税率設定がより均等割の負担を大きくする方向に変化しているからです。

平成30年度から国保の県単位化が行われてから、平成39年度までの期間で統一保険料（税を目指す）算定方法についても、平成39年度までの期間で資産割を廃止し、3方式に統一することを目指すという県の運営方針のもと、本市では資産割の縮小を進め、令和2年度、来年度には資産割をなくし、所得割、均等割、平等割の3方式とする予定となっています。

この間の税率改正の中で、31年度から今までは同額だった均等割と平等割の金額を変えて均等割の負担額をより大きく設定をしました。30年度までは、均等割と平等割は1対1だったのが、1.4対1となっています。このことにより、均等割の税額は、30年度では、医療分、支援金分、介護分の合計が4万700円、これが31年度で、同じく5万300円と1.23倍になって、介護分のかからない39歳以下では、30年度では3万2,800円から、今は3万8,700円へと、1.17倍に引き上げられました。

家族がふえれば負担額が大きくなるという均等割の賦課割合を引き上げたことで、家族の多い世帯にとっての国保税負担は、これまでになく重くなる仕組みになっているというのが現状であります。本市が、そういう形で賦課をするのであれば、それに伴う家族の多

い世帯、具体的には子どものいる世帯への負担軽減策をとる必要があると考えています。

全国的には、子どもが生まれると税負担がふえるのは、子育て支援に逆行するというところで、均等割減免の取り組みが広がっています。現在、埼玉県ふじみ野市や岩手県宮古市、仙台市、兵庫県の赤穂市な20を超える自治体が子どもの均等割を独自に減免しています。岩手県の宮古市では、所得制限なく18歳以下の子どもの均等割を減免しています。財源は、ほかの加入者の負担がふえないように一般会計からの繰り入れを行っています。

今、現状の国保制度の中で、積極的に子どものいる世帯の負担軽減に踏み出すのかが全国の自治体に問われていると思います。また、その負担軽減のための財源については、一般会計で賄うことを私は考えていますが、このことについても和歌山県の国保運営方針でも、赤字補填のための一般会計からの繰り入れは解消するのが県の方針となっていますが、政策的繰り入れについては解消や削減は求めていないということで、そうすると本市の市政次第で子どもの均等割の軽減、具体的な減免制度ということになります。実施は可能というふうに考えるところです。質問の趣旨はそういうことになります。

そこで、質問に入りますが、税の賦課方式を3方式に移行していくということで、もう来年度には移行するということになりますが、均等割の負担が今まで以上に重くなっています。来年度には資産割をゼロにするということですが、今後の税率設定がどうなっていくのか、ここがまず気になりますので、その考え方をお尋ねしたいと思います。

○副議長（川原一泰君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） ただいまの石井議員の御質問に答弁申し上げます。

紀の川市の国民健康保険税の課税方式につきましては、加入被保険者の所得に課税する「所得割」、固定資産税に課税する「資産割」、また被保険者1人当たり課税する「均等割」と、国保加入1世帯当たり課税する「平等割」の、いわゆる4方式をもって算定してまいりました。

一方、平成30年度の国保制度改革、いわゆる「県広域化」の開始に伴い、都道府県は財政基盤を担う保険者として新たに加わり、国民健康保険法に基づき、「都道府県国民健康保険運営方針」を定めることとされ、和歌山県におきましても「和歌山県国民健康保険運営方針」が策定されており、国保制度改革から10年間までの期間（当時では平成39年度）までに統一保険料、保険税を目指すこととされ、あわせて算定方式につきましても、統一保険料、保険税の算定方式と同様に資産割を廃止し、いわゆる3方式での賦課算定に統一することが目標とされてございます。

紀の川市におきましては、「和歌山県国保運営方針」にのっとり、いち早く平成30年度から段階的に資産割税率を縮小・廃止することとし、令和2年度においては、所得割、均等割、平等割による、いわゆる3方式での算定を行う計画としてございます。

このことから、令和2年度からの紀の川市の国民健康保険税につきましては、和歌山県において算定される「市町村標準保険料率」に基づき、国保税率を設定することを目指し

てまいりたいと考えているところでございます。

議員指摘の、応能割のうち、資産割が廃止されることに伴い、残る「所得割」とともに、「均等割」・「平等割」で構成される応益割の増加に伴う被保険者負担増の懸念につきましては、県が提示します市町村標準保険料率は、市町村が県に納める国民健康保険事業費納付金を算定するその過程において算出されるため、現時点においては負担の増減について議論することは困難というのが現状での判断でございますが、急激な税率上昇を抑制するためには、可能な限り被保険者の負担を軽減できるよう適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（川原一泰君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 来年度以降の税率設定をお聞きをしまして、そうしますと県の市町村標準保険料率にのっとっていくという答弁でした。

そうすると、今後医療費水準が上昇していくことに合わせて、県から示される、県へ納めなければならない納付金の額もふえて、おのずと標準保険料率も全体としては上がっていくということになります。この標準保険料率に従っていくという方針がいいのかどうかというのは、また別の機会で質問をしたいと思っておりますけれども、きょうはこの均等割の軽減についてなんで続けていきますが、今の水準をどう考えているのかということですね。

税率改正が行われるたびに、僕は市民部長、市長にこれの質問してきました。改めてその質問をしたいと思うんですけれども、資料につけました例をごらんください。

国保の関係の1面の左の下のほうですね、サラリーマンとの比較というところで表をつくりました。

例えばということで、30代夫婦、つまり介護分がかからない方です。介護分がかからなくて子ども二人いらっしゃる4人家族、もう資産割なくなるので持ち家かどうかというのは、今は資産割ありますけれども、この家庭は資産割のかからない家庭ということで想定をしています。年収300万円は、所得に直しますと192万円ということで国保税を算定しています。

見てみますと、紀の川市の国保が29万9,800円、年収300万円で29万9,800円と、じゃ、協会けんぽのほうはどうかということと言うと、協会けんぽは月額給料を25万円の12カ月、賞与なしということで想定をしました。協会けんぽも保険料算定を見ますと、標準報酬としてはこの方は26万円ということになりますが、月給は25万円であるということです。この場合の協会けんぽの保険料負担が15万8,340円ということになります。国保については均等割と平等割に、この家庭の場合は2割軽減がかかってきています。2割軽減がかかってきていても、協会けんぽの1.89倍という負担水準ということになっています。

改めて、この水準ですね、家族があればさらにふえるという均等割を大きくしたこともあってこうなってきたんですけれども、この水準をどんなふうに考えているのかということをお聞きしたいと思っております。

○副議長（川原一泰君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの御質問でございますが、平成30年第1回定例会におきましても、石井議員から同様の御質問がございましたが、国民健康保険税につきましては、国民健康保険事業費納付金及び保健事業等に要する費用を被保険者の世帯主に対して賦課することができるかとされてございます。

このうち、応益部分となる被保険者人数に応じて課税する「均等割」につきましては、国民皆保険の最後の砦として制度が創設されました時代背景に則し考えられ、現在も運用されているもので、子どもが多い世帯、いわゆる多子世帯においては、税負担が重くなるということは事実ではございますが、被保険者数の多い世帯は、被保険者数の少ない世帯と比較しても明らかに受益は大きく、現行の制度においては、それに見合う負担を求めることは不合理ではないとも考えるところでございます。

○副議長（川原一泰君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 今のこの税負担水準ですね、それが加入者にとって重くないですかということを知っているんですけども、どう考えておられるかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（川原一泰君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 確かに、国保制度の中に加入しているということに関係なしに考えるというのであれば、税負担は高いということではございますが、先ほども申しましたとおり、国民皆保険の最後の砦として保険に加入していただいているという現行制度の中にあっては確かに重いですが、仕方がないというよりは、不合理ではないというように考えるところでございます。繰り返しになります。

○副議長（川原一泰君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 真面目なというか、きちんと自問になっている方の答弁だったというふうに思います。

でも、重いということも認識されているということで、そのとおりなんです。数字で見たとおりなんですよね。同じ子育て世代であっても、国保の場合は家族がふえればふえるほど保険料が上がっていく仕組みがあって、一方で、サラリーマン被用者保険、国保以外の制度は給与額に基づいて計算するので、家族が何人おっても同じ金額なんです。同じ受益なんですよね。国保は、受益に従って保険料がふえていくという仕組みで、ほかの被用者保険はそれがないわけです。ここは、差別的な制度だというふうに僕思いますけれども。

その差別的な部分を少なくとも子どもについては解消できないかなというふうに思って質問するんですけども、続けて、改めてということになります。現状の国保事業の中で、積極的に子どものいる世帯の負担軽減を踏み出している自治体があるというを先ほど紹介しましたが、それが全ての自治体に今問われていると思います。改めて、これを実施するというを提案したいと思います。いかがでしょうか。

つまり、以前と比べて均等割がふえていくということなんです。ふえているということ

なんです。部長言われませんでしたでしたが、県の方針では、所得割が50%、均等割が35%、世帯平等割が15%というのが仕組みなんです。それに合わせていった関係で、紀の川市は31年度から均等割が大きく伸びたということなんです。

今、先ほど言われたのは、県の示す標準保険料率にのっかっていくというふうに言われたということは、引き続きこの均等割の割合というのは高いまま行くのかなというふうに思うんで、だとするなら子どもの部分については、何かしらの手だてが要るんじゃないですかと思うわけです。改めて、この負担軽減についてお聞きをしたいと思います。

○副議長（川原一泰君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 現在においては、収入のない子どもに対して税負担を求めることは合理的ではないという議論がございます。そうした観点からは、子どもに課される均等割の軽減につきましては、子育て支援となると考えられます。

しかしながら、国保会計につきましては、「独立採算であることが基本」という立場から見れば、子育て世帯の子どもの均等割を軽減するということにつきましては、結果、他の世帯、他の被保険者がその軽減分を負担するということであり、保険税の公平な負担という観点からは、こうした軽減は他の国保世帯から見た場合にあっては、一概に賛成の立場には成り切れないものがあると考えます。

また、県広域化が実施され、県の国保運営方針において、当時の平成39年度、令和9年度までに県下統一保険料を目指すことが明記されている現状におきましては、統一保険料導入後においても、紀の川市独自の制度、あるいは政策として均等割を軽減することは、統一保険料を導入する障壁となり、軽減をそのまま継続することは困難であると考えられます。

なお、既に子どもに係る均等割の軽減を独自に実施している自治体があることは承知してございますが、子育て支援という目的達成のためには、本来、広く社会全体で取り組む必要があると考えますので、子どもに係る均等割の軽減につきましては、国において新たに制度創設を行うべき事案であると考えているところでございます。

全国市長会からも、「子育て世帯の計軽減負担を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設すること」を盛り込んだ「国民健康保険制度等に関する提言」が、令和元年6月12日付で、全国会議員及び関係府省等に提出されてございます。

当市といたしましては、このことにつきまして、引き続き、今後とも県市長会や近畿都市国民健康保険者協議会と連携をしながら、国に要望してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（川原一泰君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 国、県にも要望をしていく、国にもだし、県の市長会や機関を使って要望をしていくということでした。

資料でつけたので見ていただきたいんですけども、横向きに見るやつです。厚生労働省の平成29年度国民健康保険、学校、市町村の財政状況についてというもののうち、国

保事業について各自治体の一般会計からの法定外繰り入れがどうなっているかという平成29年度の一般会計繰入金、法定外の内訳というものです。

これを見ますと、上の段が決算補填目的等ということで、解消すべきというものです。都道府県単価化したのもここを解消したいという目的があって、今、都道府県単位化進められたわけですけれども。一方で、その下の段です。決算補填等以外の目的というところでは、ここは独自繰り入れが認められているということで理解をしています。

県の方針でも、赤字補填のための繰り入れ、一般会計からの繰り入れは解消するとなっていますけれども、政策的な繰り入れについては解消や削減は求めていないということで、紀の川市の姿勢次第で子どもの均等割も具体的には軽減ではなくて申請も含めてしてもらわなければならないですけれども、税の減免制度として実施することは、この決算補填目的以外の一番端っこですね、左端です。保険料（税）も減免額に充てるためというのは、これは認められる繰り入れということでできるのではないかとこのように考えますが、その点どうかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（川原一泰君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 法定外の一般会計からの繰り入れにつきましては、「和歌山県国民健康保険運営方針」においては、議員御発言のとおり、「赤字補填等を目的とした繰り入れは解消すべき対象」とされており、決算補填等目的以外の市町村の政策により、積極的に行う繰り入れにつきましては、解消や削除する対象とはされてございません。

しかしながら、国保会計は、やはり独立採算が基本であることから、国保税の軽減に要する費用につきましては、法定外の一般会計繰り入れに頼るものではなく、国保税により賄うことが原則ではないかとも考えるところでございます。

○副議長（川原一泰君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） この政策により積極的に行う繰り入れについては、解消や削減の対象とはなっていないということで、ここちょっと事務的なことで確認をしたいんですけれども、仮に税の軽減、一律の軽減ではなくて、税の減免制度として条例に定めて独自に繰り入れた場合に、その減免額について、ほかの自治体がやっているように法定外の繰り入れをした場合に、それはこの決算補填等目的以外の保険料（税）の減免額に充てるためというくくりになってくるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○副議長（川原一泰君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 先ほども申しましたが、決算目的以外ということで政策的に減免をするということであれば、それは方針にそぐわないものではないという認識でございます。改めて御答弁申し上げます。

○副議長（川原一泰君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） となると、政策的に子どもの均等割を減免するという制度を自治体がそれぞれつくれば、それは問題ないですよということですね。

ちょっとつけた資料の、先ほど見た保険料の決算補填等以外の目的の欄の中には、ほかにも地方単独事業の医療給付費波及増等というのがあります。これ紀の川市も入れてきたし、今も入れていますね。

あと、基金積み立てというの、決算補填等以外の目的ということになります。つまり、いろんな形で一般会計からの独自繰り入れは可能ですよということ、国の厚生労働省の財政状況についてという資料は示しているのかなというふうに思います。

市長にお聞きをしたいと思います。これは、国保制度の中で考えればほかの保険者の方の税負担を引き上げることにもなるので、なかなか難しいです。一般会計をどう使うかということになるので、政策判断であったり、政治判断が要る分野になります。なので、市長にお聞きをしたいと思います。

僕思うのは、子どもの均等割の軽減というのは、具体的に国保に加入されている方というのは、自営業者の方であったり、農業者の方になります。この方たちにとっては、子どもの均等割は減額また免除しますよという紀の川市の方針仮に立ったとしたら、すごくインパクトのある施策となるのかなというふうに思います。

紀の川市は、今、基幹産業は農業としていろんな施策取り組んでいます。また、移住・定住を進めています。移住されてくる方、全てがサラリーマンかというところではなくて、地域で農業をしたいとか、新たな地元をみずから開発したいという方もやってきていただいております。

そうすると、まずは国保に入られるということになります。若い世代も移住・定住を進めていこうと思うときに、子どもの均等割、これが減額、また免除の制度がありますよという自治体と、今の紀の川市は減額免除制度ないんで、取りますよという自治体とであれば、僕は子どもの部分については負担はないように紀の川市としても頑張っていますという自治体のほうが魅力があるし、行きたいなというふうに思える自治体になるのかなというふうに思っています。

そこで、市長の政治判断、政策判断が要るんですけども、一般会計から当然入れなアカンので、いかがでしょうか。

○副議長（川原一泰君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井君の質問にお答えをしたいと思います。

国保の子どもの均等割の軽減は、子育て世代を支援する有効な施策ではないかとの御質問、まずは国保加入者の皆さんに大きな負担とならないように、紀の川市は「県下統一保険料に先駆けて、来年度から資産割をなくしていこう」ということであります。

前回、平成30年第1回定例会での答弁でも申し上げましたが、私は税の公平性が一番大事ではないかと思っている関係上、少しの手だてをすることによって全体の保健事業に影響を及ぼすことから、国保税の軽減については、市町村の国保がさまざまな問題を抱えながら考えるというのではなく、今後とも十分な行政要望し、「税と社会保障の一体改革」として、国で議論されるべきと考えておりますので、さらに関係機関と相談しながら

進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○副議長（川原一泰君） 以上で、項目第1を終わります。

次に、協会けんぽ、共済組合との協定締結で健康づくりの推進をの質問を許可します。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 協会けんぽ、共済組合との協定締結で健康づくり推進をというテーマでの質問です。

質問の趣旨は、全市民を対象にした医療分析を行うことで、市民全体の健康寿命を延ばしたいと、そのために協会けんぽなど、国民健康保険以外の保険者と連携してはどうかということになります。

市民全体の健康寿命を延ばそうということで、本市も健康増進計画をつくっています。ここでは、健康づくり、特に健康寿命を延ばそうということでの市民全体の健康づくり運動が具体的に書かれています。

また、医療にかかわる部分では、国保の保険者として国保加入者のデータヘルス計画で医療動向の分析がされています。ただ、ここで惜しいのは、国保加入者のデータのみの分析にとどまっているということです。

資料につけました全国健康保険協会、協会けんぽのホームページの中の「地方自治体等との協定締結」というページを印刷をしています。そこでは、「都道府県、市町村、関係団体等との間で健康づくりを目的とした包括的な協定を締結しています」として、協会けんぽとして自治体との連携で加入者への、より効果的な保健事業を実施することを目指しています。協定締結によって、各保険者が行う国保であったり協会けんぽであったり、各保険者が行う特定健診の結果を共有したり、分析したり、保健事業の連携を進めたりすることができるということになります。

資料では、全国で282の市区町村が協定締結を行っているというものをつけています。和歌山県もこの中に入れてあります。その中の岐阜県の中津川市も平成28年に協定を結んでいまして、中津川市の健康づくり推進協議会では、協会けんぽ、共済組合、国保のそれぞれの特定健康診査結果、特定健診の結果を分析して、今後の課題を明らかにするという取り組みをしています

同じようなことが、紀の川市でも必要ではないかと思うわけです。市民の健康寿命を延ばすには、全市民を対象にした健診結果の分析などの医療分析が必要で、協定締結による情報の共有は、その土台となるかなというふうに思っています。連携が充実していけば、全市民的な健康づくりをさらに推進することができるのではないかと思うわけです。

まず、一つ目の質問ということになるんですが、健康づくりのための各施策事業計画実施して、市民の健康寿命を延ばすためには、本市として全市民的な健康動向、医療動向を掌握する仕組みをつくって、その上で全市民を対象にした医療分析が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（川原一泰君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） ただいまの石井議員の御質問に御答弁申し上げます。

現在、紀の川市では、平成29年度に策定いたしました第2次紀の川市健康増進計画に基づき、市民の健康づくりに取り組んでいるところでございます。

この計画策定に当たって、アンケートを実施した際に加入保険を尋ねたところ、全回答者1,386人中、「紀の川市国民健康保険」の加入者が531人、「全国健康保険協会保険」加入者が343人、「組合健康保険」加入者が147人、「各種共済組合健康保険」加入者が122人、「後期高齢者医療保険」加入者が160人、「その他」が83人という内訳で、「紀の川市国民健康保険」加入者と「全国健康保険協会保険」それに、「各種共済組合健康保険」加入者を合わせますと996人となり、回答者の7割以上を占めてございます。

また、このアンケート結果から、市民全体の食生活、運動、心の健康、喫煙、飲酒、歯の健康などの生活習慣における健康課題につきましては、各保険者の垣根を越えて、ほぼ把握できているものと考えているところでございます。

そして、このことから、「紀の川市民健康づくり11か条」を作成し、市民全体への啓発にも努めているところでございます。

しかしながら、医療費や疾病状況、特定健診の健診結果などにつきましては、「紀の川市国民健康保険」被保険者のデータのみでの分析となっております。市民全体の分析にはつながっていないというのが実情となっております。

○副議長（川原一泰君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 健康づくりのための健康増進計画も策定されているということで、健康についてはアンケートもとって、ほぼ全市民的な市民の状況というのはつかめているということでした。ただ、医療については、まだ国保のデータであったりということで限られているということです。

この健康増進計画を見ても、健康づくり11か条というのもすごく具体的で、これすれば確かに健康になるなというふうに僕も思いながら見ているんですけども。そのもう一個前段ですね、医療分析までできるかどうかということであると、健康づくり、健康増進計画のときのアンケートでは、まだまだやはり情報としては不自由分じゃないかなというふうに思います。

先ほど中津川市の例を少し紹介したんですけども、中津川市が健康づくり推進協議会というのを開いていまして、そこで医療保険者別の特定健康診査結果というのを共済組合、協会けんぽ、国保というふうに分けて、また年齢でも区切りながら動向の分析を行っています。

僕は、全体をまだ紀の川市の場合見たことなかったし、中津川市の例を見るまでは国保の方が一番健康状態悪いかなというふうに思ってたんです。退職されて入る方が多いということもあって、高齢であるとかということで、サラリーマンの方より国保の方が体調悪

いんかなというふうに思っていたら、中津川市の健診結果を見ると、例えば血圧の部分で言うと、どんなふうにとまとめているかという、若い年代の加入者が多い医療保険者に重症の方がいますということで、具体的には重症の方が多いのは協会けんぽという分析になっているんですね。

例えば、あとLDLコレステロールの重症度分類というを見ると、医療保険者別に見ると、140以上では共済組合と協会けんぽの割合が高くなっています。ということで、これも国保ではなくてサラリーマンの方のほうが悪くなっているということで。

最後、今後の課題ということでまとめているんですけども、若い年代が加入している医療保険者に重症の割合が高い状況がありますという分析をかけて、今後の課題を記してあるんです。

じゃ、紀の川市はどうなのかなということを知りたいんですけども、それがわからない状況というのが今の状況です。先ほど、中津川の例、言いましたが、これまた分析かければ本当に国保の方が健康かどうかというのはまた出てくると思います。もっとこれも分析かけられたらおもしろいなというふうに思いながら見たんですけども。

改めて、質問で本題になるんですけども、協会けんぽ・共済組合と協定締結をして各保険者が行う特定健診の結果を共有したり分析したり、また保健事業の連携を進めたりすることができるし、それが必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（川原一泰君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 議員御指摘のとおり、紀の川市国保や協会けんぽ、共済組合などのデータと合わせた医療分析や疾病分析を行うことで、紀の川市民の健康課題を広く、また深く見直すことが出来るものと考えております。

ただし、健康データには個人情報も含まれることから、データの提供を受けるためには、協定の締結や覚書が必要ということでございます。

そこで、まずは既に連携の働きかけがございます「協会けんぽ」と協力をして、市民の健康づくりを推進していける仕組みを考えていけたらと思っております。

現在、「協会けんぽ」と連携協力するために、協定を締結している自治体は、県内では、和歌山県、和歌山市、そしてみなべ町の三つの自治体がございます。

和歌山県では、健康づくり宣言事業を「協会けんぽ」と連携して行うことで、積極的に取り組んだ事業者を県が認定する取り組みを、また和歌山市では、「協会けんぽ」のほうから提供を受けた健康データを活用し、「チャレンジ健康和歌山」の計画に関する中間評価を行っているというでございます。そして、みなべ町では、町が実施するがん検診と「協会けんぽ」の特定健診を合同で実施しているというでございます。

紀の川市につきましては、現在、「協会けんぽ和歌山支部」と包括的な連携協定は締結できてはございません。

しかしながら、議員御指摘のとおり、加入医療保険は違っても、紀の川市民に変わることはなく、垣根を越え合って健康づくりに取り組むことは重要な課題であると考えており

ます。「協会けんぽ」の加入者には、中小企業の従業員で、その家族が多く、40代、50代、60代の世代が検診の対象となりますので、本市においても「健康増進計画」の中間見直しに合わせて、「協会けんぽ和歌山支部」と連携、また協力して、市民の健康づくりがより推進できればと考えているところでございます。

加えて、協定を締結することで得られるメリットについても検討し、今後取り組んでまいりたいと考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

○副議長（川原一泰君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

○副議長（川原一泰君） 次に、15番 森田幾久君の一般質問を許可します。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） ただいま議長より許可が出ましたので、通告に従い、選挙の投票率アップさせるためと今後の投票所のあり方について、一問一答方式で質問をさせていただきます。

選挙の投票は、国民の権利でありながら、みずから権利を放棄して政治に対する関心が低くなってきています。国政、県政、市政関係なく、全ての選挙で毎回投票率が低下をしています。そこで、今回は投票率を上げるべく、投票に行きやすい環境をつくるため、また効率的で有効的な投票所にしていくための質問をさせていただきます。

まず、紀の川市における近年の選挙別の投票率をお聞かせいただけたらと思います。中には、選挙によって無投票とかもあるとは思いますが、全て一応近年のをお聞かせください。

○副議長（川原一泰君） ただいまの質問に対する答弁をお願いします。

選挙管理委員会書記長 碓石繁幸君。

○選挙管理委員会書記長（碓石繁幸君）（登壇） それでは、ただいまの森田議員の質問の近年の投票率ですが、平成21年度以降で見ますと、参議院和歌山県選挙区選出議員選挙では、60.0%、53.2%、54%、49.8%と推移し、衆議院小選挙区選出議員選挙では、72.9%、61.2%、50.6%、53.8%と推移しております。紀の川市議会議員一般選挙では、合併以降、80.1%、71.9%、62.6%、54.7%と推移しております。

全国的にもそうですが、本市でも、どの種類の選挙においても投票率は減少傾向にあります。

住民の身近な関心のある選挙の場合は投票率が上がることもありますが、その時々論点や、地元から立候補者の有無、選挙の時期、投票日の天候等さまざまな要因で減少傾向にあるのではないかと考えております。

なお、投票率は減少傾向にありますが、県内の市のみでの平均投票率とを比較すると、合併後の紀の川市がいずれの選挙でも上回っている状況でございます。

○副議長（川原一泰君） 15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 聞かせていただいたとおり、見事に投票率が減少しつつというのが、どの選挙を聞いてもあるのかなと思います。選挙に出る人が少ないとか、そういうのもあって、高齢化、また関心がないといろんな理由があるとは思いますが、まず投票率を上げるためにもということの中でなんですけれども、今後紀の川市の選挙の投票所の箇所をどうしていくのか、現状のままでいくのか、それとも今度職員さんの数も減ってきている中で、立ち会いかも人件費の問題、いろいろあると思うんですけれども、両方の問題ありながらも、今後のあり方についてお聞かせいただけたらと思います。

○副議長（川原一泰君） 選挙管理委員会書記長 碓石繁幸君。

○選挙管理委員会書記長（碓石繁幸君）（自席） 現在、本市の選挙期日における投票所は45カ所あり、合併以来、その数を維持しているところでございます。

投票所数の全国の状況としては、総務省の発表によりますと、参議院議員通常選挙の令和元年と平成28年執行時を比較して、全国で約860カ所が減少しております。背景には、人口減少による選挙人の減少があると思われております。

当市も人口減少が進んでおり、今後、投票所の統廃合も避けては通れないと考えておりますが、現時点におきましては、この投票所数を維持していきたいと考えておるところでございます。

○副議長（川原一泰君） 15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 今のところは対応していけるということかなというところなんですけれども、そこは減らすよりはあったほうがえかなとは思っているところです。

ただ、今度期日前投票所なんですけれども、紀の川市場合は本来1カ所のやつが、当初から旧町の施設があるということで5カ所で運営しております。ここらでも、選挙が大きくなればなるほど、この間から見てても朝から夜遅くまで職員さんが交代で本庁から支所へも交代交代で行かれるという中なんですけれども、そこら投票所が高めるんもあるんですけれども、今後そこらの考え方もひとつお聞かせいただけたらと思います。

○副議長（川原一泰君） 選挙管理委員会書記長 碓石繁幸君。

○選挙管理委員会書記長（碓石繁幸君）（自席） 期日前投票所は5カ所を設けております。全国的にもそうですが、本市でも投票される方のうち、期日前投票を利用される方は増加傾向にあり、直近の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙では、投票された方のうち47.7%の方が期日前投票を利用されておりますため、この期日前投票所数を維持してまいりたいと考えておるところでございます。

○副議長（川原一泰君） 15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 期日前投票所は近年では早いというか、ということで投票率もちょっと多い、半数近くの方が期日前に済まされているということで、便利さでいえばいいのかなというところなんですけれども。

その中で、紀の川市としては投票率を上げるためにどのような対策をとられているのかということをお聞かせいただけたらと思います。

○副議長（川原一泰君） 選挙管理委員会書記長 碓石繁幸君。

○選挙管理委員会書記長（碓石繁幸君）（自席） 投票率向上に向け、当委員会では選挙時に主要商業施設内における啓発物資の配布、選挙啓発用懸垂幕・のぼりの設置、選挙啓発チラシの新聞折り込み、防災行政無線・広報車による投票の呼びかけ、紀の川市のフェイスブックでの啓発等を行っております。

選挙は民意を反映する重要な手段であることから、引き続き選挙人が政治に関心を持ち、投票率向上につながるよう啓発を推進していきたいと考えております。

○副議長（川原一泰君） 15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 啓発はしていただいているにしても、なかなか効果が出ないのが現状かなという中で、近年選挙権は18歳からということで、市内の高校生、3年生の一部が対象にもなってきたという中で、高校生に対しての啓発ですね、今の高校生のお父さん、お母さんというたら40代ぐらいの方が多いかと思う中で、その世代が投票に行かないことが多々あるのかなという分析の中なんですけども、その子のお父さん、お母さんが投票日、期日前投票に行かないのに子どもだけ行ってこいよというのは、ほとんど行かない状態かな。やっぱり、その高校生にまずそういう権利があるよというのを啓発していったらどうかというのがまず一つありますけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○副議長（川原一泰君） 選挙管理委員会書記長 碓石繁幸君。

○選挙管理委員会書記長（碓石繁幸君）（自席） 若者の政治・選挙への関心を高め、社会参画への意識向上につなげるため、若年層へ向けた選挙啓発といたしまして、和歌山県選挙管理委員会と合同で出前講座を実施しているところでございます。

出前講座の内容につきましては、選挙制度の説明、模擬投票、質疑等になります。模擬投票においては、実際に選挙で使用している記載台、投票箱等を使用し、生徒に触れてもらうことで選挙への興味が湧くような工夫を凝らしながら実施しております。

この出前講座は、県選挙管理委員会と合同で実施していることから、県選挙管理委員会から県内の各学校に対し、積極的に御活用いただくように依頼しているところです。さらに、本年度につきましては、高等学校への周知を重点的に実施するため、県及び市町村の教育委員会を通じて各高等学校に周知文を送付し、申し込みを募集しているところでございます。

また、選挙啓発としまして、選挙期間中に、粉河高校、貴志川高校、近畿大学生物理工学部キャンパスへ選挙啓発のチラシの設置をさせていただいております。

以上です。

○副議長（川原一泰君） 15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 啓発、その中で世の中の人が大半というほど、ここ

こういうシステムというのがわからないのかなというのが、言葉では聞いたことがあっても、不在者投票というのがあります。期日前とは違って、住民票はあるけれども、学生等で他府県に行っている、下宿しているというときに、手続を踏めばそこからでも投票できるというシステムなんですけれども、特に高校生の啓発の中で、彼ら、彼女らは大半がその後大学、18歳のときに投票があればいいですけど、そういう選挙のない年もあるのかなという中で、他府県に行っても住民票があればこっちで投票も郵送でできるんですよというそういう啓発も含めて、これ実例なんですけども、私ごと実例ということで、今までは娘が東京に行っている、投票したいという連絡があった、こっちが選挙もあるということで投票したという中で、今までは僕が代理で申請に来たら送っていただいたというんですけども、前回の選挙からそれはもう本人の申請でないからだめということでストップかかったんですけど、また娘に電話して市役所に自分で手続をとっているんですけど、それ何でだめかという話を聞いた中で、手続をいろいろ前にもあったんですけど、実際子どもが郵便物を受け取らなかったという事実があったと。親子で全然話できていないかということになってくると思うんですけども、うちは投票はしました。だから、できるだけ投票をさせてあげるような動きにしてほしいなというのがある中で、子どもにもそういう実例を出して、どういう手続をしたら短期間で郵便物を送っていただいてもいいというの啓発のうちに積極的に行っていたらなと思うんですけども、その辺のことは啓発ではどうでしょうか。

○副議長（川原一泰君） 選挙管理委員会書記長 碓石繁幸君。

○選挙管理委員会書記長（碓石繁幸君）（自席） 滞在先での不在者投票については、紀の川市ホームページ内の選挙管理委員会のページに、不在者投票の手続の詳細と申請書類等を掲載させていただいております。

紀の川市の選挙人名簿の登録されている方で、市外へ住所変更された方については、入場券とともに不在者投票の御案内と申請書類を同封して、変更先住所へ送付するような配慮もさせていただいております。

ただし、選挙人名簿は住民基本台帳をもとに作成しておりますので、転出や転入等届け出をしていない場合には、不在者投票についてのお知らせができないため、引越し等住所の異動があれば、適切な手続をとっていただきたいと思います。

また、その啓発なんですけども、先ほど高校生の啓発で出前講座等があったときに、この不在者投票の申請方法等も啓発してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたい思います。

○副議長（川原一泰君） 15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） さらに投票率を高めていくということの中で、近年、奈良県で言えば五条市、身近な和歌山県では有田川町ですかね、ここらで全国的にもほかも調べたらあるんでしょうけども、期日前なんですけど、移動式の投票所を開設されている、主に山間部が多いとこでやと思うんですけども、こうすれば近くまで来てくれたら投

票に行くというのがあるようです。そういうネットで情報を見ている限りなんですけども。

紀の川市は、そこらの考え方はどのように今後されるか、お聞かせいただけたらと思います。

○副議長（川原一泰君） 選挙管理委員会書記長 碓石繁幸君。

○選挙管理委員会書記長（碓石繁幸君）（自席） 移動期日前投票所は、当日の投票所の廃止に伴うものや山間部で交通手段がなく、投票所に行くことが困難な場合等に有権者の投票機会を確保するため、期日前投票期間中にワゴン車等を使用し、山間部の複数の場所を回るなどして、ワゴン車等の中で投票を行うものになります。

移動期日前投票所には、通常の投票所と同様に投票管理者や立会人、事務従事者、投票箱、記載場所の配置、風雨の対策等が必要になります。また、現状の期日前投票所は通信インフラが確保されているため、投票状況をリアルタイムで共有しておりますが、移動期日前投票所では、携帯電話等で選挙人の投票状況の確認を行いながら投票を行うことになります。

選挙は、投票率向上のための利便性を図ることも重要ですが、適正でミスなく確実に執行されることも非常に重要と考えております。

人口減少が進む中で、投票所の統廃合が課題となってくるため、移動期日前投票所については、研究・検討していく必要があると認識してございますが、現状では選挙期日における投票所と期日前投票所を維持することに注力したいと考えております。

○副議長（川原一泰君） 15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 僕も投票所を数少なくせえと思っている人ではないんですけども、現実、有権者が100人にも満たない投票所もいろいろあるとも聞く中で、ちょっと一つだけのことということではないですけども、25人ほどの有権者の中で期日前に5人あった、投票日は10人やったということの中で、ほとんど投票に半分は来てないんですかね。だけど、その声の7人も8人も朝から晩までずっと立ち会いもされていると、それをなくすというんでなくて、より何か来られない理由があると思うんです。高齢者の方が多くて。

また、そういうところに運転免許証の返納とかも今言われている中で、もっと身近に寄ってきてくれたら、期日前の移動投票所、日にちは指定になるんですけども、サラリーマン層は少ないのかなと、平日でもおられるのかなという中でもうちょっと地域に寄ってあげて、その投票所へは違うところが変わってしまうけども、この地域のためにはもうちょっと身近に寄ってきますよというような形をとれば、もうちょっと投票率も上がるんでないかなと。今まで行ってたけど、交通手段がなくなったり、家族がそばにいらなくなったりで投票に行かない人もふえているようなことも聞きます。だから、やっぱり投票してもらおうという意味で、こっちから、来るのを待つんじゃなくて行くという形をどうかなと。

それと、粉河高校、貴志川高校なんですかね、紀の川市内の高校と言えば、高校生も、これは京都か何かで高校の中で投票期日前やったことはあるようです。これを移動式の形

で日にちを決めて、高校生に向けても投票ってこんなもんやでという意味で行ってはどうかなど。その京都の場合は、立ち会いも高校生にやってもらったりしたようです。いきなり大人ばっかりの世界に投票行ってこいよというよりは、高校生で投票しようよという形の意味でやって、一度投票すればどんなもんかなというのがわかるんかなという中で、移動式の期日前の投票所を積極的に取り入れてはと思いますけど、その辺の考えをお聞かせください。

○副議長（川原一泰君） 選挙管理委員会書記長 碓石繁幸君。

○選挙管理委員会書記長（碓石繁幸君）（自席） 本市の選挙期日における投票所45カ所のうち、選挙人名簿登録者が100名以下の投票所は4カ所ございます。さきに答弁させていただきましたが、今後、人口減少が進む中で、統廃合が課題になると考えております。

次に、高等学校内への移動期日前投票所設置は、若い選挙人へ投票を促すことができ、さらに高等学校へ設置するということで、若年層が政治に興味を持つ機会が提供できると考えております。

しかし、高校生だけを移動期日前投票所の対象選挙人と限定することは困難であり、公平性の観点からも高校生以外の選挙人も投票できることが望ましいと考えるため、高等学校内に移動期日前投票所を設けるのであれば、高校生以外の選挙人が校内に進入することについて、高等学校側と調整が必要になってくると思われま。

また、移動期日前投票所では通信インフラがなく、携帯電話等で選挙人の投票状況を確認するため、選挙人が多数になった場合、投票所の混雑が懸念され、何らかの対策が必要になることも想定しなければなりません。

次に、高齢化により運転免許証を返納される方が増加していけば、バスや電車等の公共交通機関が少ない地域では、徒歩で投票所に投票まで行くことが困難な方がふえると想定されます。そうなれば、投票を諦めることも予想されるため、当委員会としましては、取り巻く社会環境の変化に対応しながら、投票者の投票環境の向上を図ることは選挙管理委員会としての大きな使命となりますので、今後、課題として議論してまいりたいと考えております。

○副議長（川原一泰君） 以上で、森田幾久君の一般質問を終わります。

次に、しばらく休憩します。

（休憩 午前11時42分）

（再開 午後 0時59分）

○副議長（川原一泰君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○副議長（川原一泰君） 次に、10番 大谷さつき君の一般質問を許可します。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、自転車の安全意識の向上と自転車保険の加入について、一問一答方式で一般質問いたします。

以前にも自転車保険の義務化について一般質問をさせていただきましたが、今回は少し角度を変えて質問いたします。

自転車は環境に優しい交通手段で、身近で手軽な乗り物として多くの人々が利用されています。自転車の普及台数は約7,200万台と、自動車の台数にほぼ匹敵するほど多く普及しています。

また、多くの自転車普及に比例して、自転車の運転による重大な事故も後を絶たないのも現状です。そのため、歩行者やほか自転車巻き込んだ事故は一向に減ることがありません。

このような現状を受け、国は2017年に行われた道路交通法改正で、自転車の交通違反に対する取り締まりが強化されました。また、自転車と歩行者の事故で、運転者が高額な損害賠償を求められる事態に備え、自転車保険への加入を義務づける自治体がふえています。

和歌山県は、自転車の安全利用の促進に関する条例を平成31年4月1日施行、自転車損害賠償保険等への加入努力義務化を令和元年10月1日から施行されます。自転車利用者を守るため、自転車マナーの向上と自転車保険加入に勧めることが喫緊の課題であります。

また、現在の交通事情と国・県の動向を踏まえ、今回は特に小・中学生の正しい自転車の安全意識と自転車保険加入の重要性について質問します。

小・中学生にオリジナルの自転車免許証の交付をしてはどうか考えます。自転車の安全運転意識を高めるため、各小・中学校単位で自転車交通安全教室が行われているようですが、この講習を受けた児童・生徒を対象に、さらなる安全運転の意識を高めるため、オリジナルの自転車免許証を交付してはどうか考えます。

○副議長（川原一泰君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） 近年、自転車が絡む重大事故が多発していることを認識している中で、本市の各小・中学校におきましては、年間の行事や授業計画の調整を行う中で、岩出警察署等の協力を求めたり、そのほか適切な機会を捉えて、自転車運転や歩行に係る交通安全指導を実施しています。

その講習等を受けた児童・生徒に対し、オリジナルの自転車免許証を交付してはどうかという御質問ですが、岩出警察署に講習会終了後の交付についてお尋ねをしたところ、現時点ではそういった方法で交通安全の推進を図るという考えはないという返答をもらっています。やはり、オリジナルとはいえ、交通法規にかかわってくるものを講習会受講のみで交付という点については、厳しいものがあると考えます。

講習受講済証明書であれば、関係機関との協議により検討できるものと考えますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（川原一泰君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま教育部長から、現時点では岩出警察署に講習会終了後のオリジナルの自転車免許証を交付する考えはないとの御答弁でしたが、なぜ交付できないのでしょうか。その理由をお伺いしたいと思います。

既に、各警察署と連携しながら子ども自転車免許証を発行している自治体も数多くあります。このことにより、子どもたちの交通安全意識の向上を進めています。

一例を挙げれば、子ども自転車免許証交付しているある学校は、自転車交通安全教室の講習を受けた後、全員が名前と呼ばれ、自分の名前が入った本物そっくりの免許証を受け取った子どもたちは、交通安全についての興味や意識が高まっているようです。

岩出警察署が発行できないのであれば、事故の抑制と交通ルールを徹底する観点から、本市独自の子ども自転車免許証の発行はできませんか。

○副議長（川原一泰君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 確かに、警察と市の連携のもと自転車免許証の作成交付を実施しているところがあると認識しておりますが、導入については厳しいという答弁をさせていただきました。

繰り返しになりますが、一つは、和歌山県警の交通安全啓発の手法として、オリジナルの免許証の交付について積極的な考えがなく、現に県内には事例がないということ。また一つは、やはり免許証とは試験をパスして法的な許可をもらうという重いイメージがあり、学校で講習を受けただけで交付するということには違和感を感じているというのが正直なところです。

ただ、現に実施しているところもある中で、やり方次第ではできないことはないと思いますが、取り組んでいる自治体において果たして効果がどれだけ出ているのか、調査検証等をさせていただきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（川原一泰君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 先ほどの子ども自転車免許証の提案でも触れましたが、誰もが気軽に乗れ、日常生活に欠かせない乗り物である自転車です。しかし、手軽で便利な反面、自転車においては自動車任意保険のように事故を起こしたときの対応の一つである自転車保険への加入については、まだまだ十分に進んでいないのが現状です。

2017年に、歩行者が死亡または重傷を負った自転車事故のうち、保険に加入していた加害者は6割にとどまっています。そのために、自転車保険の加入を義務づける条例の制定を考えます。自転車保険は、加入した保険の種類によって補償額が異なるものの、年間数千円の保険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっています。低額の費用で手厚い補償が得られるのが特徴です。

しかし、保険に未加入だったために高額な賠償金を払えなければ、被害者が十分な補償

を受けられずに泣き寝入りするしかありません。このため、自転車保険の加入を進める自治体がふえています。罰則はありませんが、努力義務を含めると、ことしの6月現在で22都道府県と10政令都市が条例を制定しています。まだまだふえているようです。

和歌山県においても、令和元年10月1日から自転車損害賠償保険等への加入努力義務が義務化されます。また、本市の自転車事故の状況は、岩手警察署把握分で、平成29年中は15件、死者は2名いました。平成30年中は18件で、死者は2名でした。

このような状況を受け、自転車事故対策とその周知についてどのように取り組んでいるのか。また、市民や小・中学生の自転車保険の加入状況とその周知についてお伺いいたします。

○副議長（川原一泰君） 危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（自席） 大谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市の自転車事故の対策とその周知につきましては、四季の交通安全運動や交通安全防犯教室等において、自転車の安全利用の推進、啓発を行っております。

次に、本市で自転車保険の加入者数の把握につきましては、自転車の保有者を把握しなければならず、全世帯を対象に調査する必要があるため、自転車保険の加入は把握してございません。

近年、自転車の運転より他人に損害を与えた場合、加害者に対して高額な賠償金の支払いを命じられるなど、自転車の安全利用が重要な課題となっており、議員が申されるとおり、和歌山県では自転車の安全利用として和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例において、保険加入の努力義務を本年10月1日から施行されますので、改めて市において自転車保険の加入を義務づける条例の制定は考えてございません。

しかしながら、そもそもの問題として自転車を主に活用する未成年の子どもが、自転車事故を起こしたことによって、相手方に損害を与えた場合、監督義務者である親が賠償責任をこうむることにあります。

未成年の子どもだからといって、賠償金額が少なくなることはございません。自転車保険は、住んでいる地域によって加入義務の地域、加入努力義務の地域、任意加入の地域に分けられるものの、いずれの地域に住んでいたとしても、現在の条例では加入しなかったことによる罰則はないので、自転車事故に対する備えとして自転車保険への加入促進に向けた取り組みが重要であると考えてございます。

本市としては、「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」を生かし、自転車利用者が加害者とならないよう、市の広報、ホームページ、また四季の交通安全運動や交通安全防犯教室等において、自転車保険加入の推進・啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○副議長（川原一泰君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 小・中学生における自転車保険への加入につきましては、以前議員からの一般質問でもお答えさせていただきましたが、本市では中学校への

入学時、また進級時におきましても保護者に対し、加入の促進を図っておりますが、やはり保険となりますと負担が発生することから、保護者の判断に委ねているというのが実情で、義務化にはしておりません。

今回、県が「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」を制定しましたが、その中で10月1日から施行となる自転車損害賠償保険等への加入につきましては、義務化ではなく、努力義務にしています。

また、本市の危機管理部長の答弁におきましても、県条例に倣って啓発を進めていきたいとの答弁もあった中で、紀の川市の小・中学生のみに条例等による保険加入の義務化は、現時点では考えていないということで御理解をお願いしたいと思います。

ただ、自転車運転による大事故が後を絶たない現状があり、高額な賠償を請求されるという事例もあることから、義務化は難しいと考えますが、機会を捉え、加入の推進・啓発に努めていきたいと考えております。

○副議長（川原一泰君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 教育部長にお伺いします。

小・中学生の自転車保険の加入状況は、調査したことがあるのでしょうか。前に、平成27年に行われているようなんですけども、このときは保険加入が51.9%のことですが、その後の加入状況の調査はされているのですか。もし、調査実施されていないのであれば、なぜ調査をしていないのか、お答えください。

○副議長（川原一泰君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 議員おっしゃるとおり、平成27年に防犯ブザーの所持とセットで自転車保険加入の調査をしたことがございます。当時、自転車事故が多くなってきたことから、保険加入について一度どれだけの加入率があるかということで、個人情報等に留意して任意で調査をかけました。

答弁の繰り返しになりますが、加入の促進を図りますが、現時点では義務化までは考えていない中で、まさに任意保険ということで、その後は特に調査はしていない状況です。

○副議長（川原一泰君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） では、危機管理部長にお尋ねします。

自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は、年々広がりを見せていますが、本市はどのように認識しているのか、お伺いします。

○副議長（川原一泰君） 危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（自席） 先ほども答弁させていただきましたように、紀の川市といたしましては和歌山県の条例に基づき、加入の努力義務をもとに自転車保険の加入を促進をしたいと考えております。

現在、各自治体におきまして制定されております条例では、先ほども御答弁いたしましたように、加入にしなかったことについて罰則はございませんので、重ねて申し上げますが、自転車保険への加入促進に向けた取り組みが重要であると考えてございます。

以上でございます。

○副議長（川原一泰君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 全国で初めて自転車保険の義務化に踏み切った兵庫県を紹介します。

自転車事故の高額賠償に注目が集まったのは、2008年に神戸市で歩行中の女性が小学生の乗っていた自転車に衝突されて転倒し、意識不明の重体になった事故です。この事故で、神戸地裁は2013年、小学生の保護者に約9,500万円の賠償を命じたが、事故を補償する保険に入っておらず、判決の翌年には自己破産に至りました。

この事故を重く捉え、兵庫県では2015年全国に先駆けて自転車保険の加入を義務づける条例を制定しました。この条例の対象は、県内で自転車に乗る人全てで、未成年者の場合は保護者に加入を義務づけました。その結果、兵庫県の調査によると、加入率は条例施行前24.3%にとどまっていたのですが、2018年には67.9%へと、約3倍に急増しました。

自転車保険に加入することは、自転車運転者のみならず、被害者家族に対する大きな配慮につながるのではないのでしょうか。県では、加入努力義務を推進していますが、この言葉には、「加入しましょう」というそういうような文言が書かれています。小・中学生の保護者に対し、加入努力義務化の推進に具体的に、先ほども聞かせていただきましたが、具体的どのように推進するのか、お伺いします。

○副議長（川原一泰君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 今、議員から効果が出ている事例を紹介していただきましたが、紀の川市では、現在、保険加入を義務化すると費用負担の発生などから、賛同する保護者もいれば反対する保護者も考えられます。納得して加入するというベストな形に対して、納得できない人へ義務化するというこの大変さを御理解願いたいと思います。

今後、時代の流れの中でどんな法整備が進んでいくのかはわかりませんが、自転車もいづれ自動車のように自賠責保険、いわゆる強制保険と言われる制度が導入される時代が来るかもしれません。そうなれば、議員の言う保険加入の義務化が成立するということになりませんが、現時点では教育委員会として保険加入の義務化については、計画がありません。

ですので、自転車通学の認可を出す時点では、和歌山県の条例の趣旨に基づく努力義務を解釈して、引き続き保険加入について強く年度初めやタイムリーな機会を捉えて推進を図っていきたいと考えております。

○副議長（川原一泰君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） では最後に、教育長にお伺いします。

自転車だから大丈夫、事故を起こしたとしても大事にならない、そんな軽はずみな気持ちが死傷者を出す重大な事故につながっています。道路交通法上、自転車は車両の一種です。法律違反を起こして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。

また、相手にけがを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。自転車は、子どもから高齢者まで幅広い層が利用し、利用頻度や経済力にも大きな差があります。この自転車保険の加入は、相手を守るためでもあり、自分を守るためにも必要だと考えます。

2年前の一般質問させていただいたときは、貴志川中学校の生徒は駐輪スペースの関係上、全校生徒に自転車通学ができませんでした。しかし、今では全校生徒に自転車通学が可能になりました。市内のほとんどの中学生が自転車通学です。本市の自転車通学の許可とあわせ、自転車保険の加入を義務づける条例を制定してはどうかと考えます。

一部の自治体では、自転車保険加入促進と児童及び被害者救済のため、自転車保険加入費用を一部補助している自治体もあります。自転車通学の許可とあわせ、自転車保険の加入を義務づける条例の制定について、教育長のお考えをお伺いします。

○副議長（川原一泰君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） ただいまの大谷議員の御質問にお答えいたします。

現時点では、部長答弁のとおりであります。

保険加入の義務化については、今後ますます複雑多様化する新しい時代を見きわめていく中で、PTAとの協議も視野に入れ検討していきたいと考ますので、御理解をお願いいたします。

〔大谷議員「ありません。終わります」という〕

○副議長（川原一泰君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日予定されておりました一般質問は全て終了いたしました。

次会は、明日9月4日、水曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 1時24分）